

平成 30 年 5 月 10 日

平成30年（公社）大気環境学会役員等の選任に関する実施細則

1. 中央選挙管理委員会

中央選挙管理委員は次の6名とする。

委員長 新田裕史（国立環境研究所）

委員 青野光子（国立環境研究所）、井上智博（千葉県環境研究センター）、
松本利恵（埼玉県環境科学国際センター）、山野優子（昭和大学）、
渡辺誠（東京農工大学）

2. 平成30年の（公社）大気環境学会役員等の選任に関する日程は、次の通りとする。

（1）理事・監事候補者選挙

選挙告示（会員に文書で発送）：平成30年6月20日

投票締切：平成30年7月11日

開票：平成30年7月17日～7月23日

開票結果の確定：平成30年7月25日頃

理事会報告：平成30年7月下旬頃

（2）会長・副会長・常任理事候補者選出（選挙管理委員長が管理）

理事準備会にて選挙：平成30年9月11日

（3）各役員総会における承認

平成30年9月13日（公社）大気環境学会定時総会において承認

（4）会長・副会長・常任理事の決定

平成30年9月13日 定時総会後の理事会において互選により決定

3. 理事定数

支部の理事定数は、個人正会員 55 名に 1 名の割合で算出する（端数は切り上げる）。

支部の最小理事定数は、2 名とする。

4. 理事候補者・監事候補者選挙告示文

別紙資料に示す通り。

5. 開票

（1）理事候補者選挙の開票は、各支部選挙管理委員会が行うものとし、開票結果は速やかに中央選挙管理委員会にEメール又はFaxで通知するものとする。

（2）監事候補者選挙の開票は、支部ごとに行う第1段階の開票と選挙区ごとに行う第2段階の票の集計に分けるものとし、第1段階の開票は各支部選挙管理委員会が、第2段

階の選挙区ごとの票の集計は中央選挙管理委員会が行うものとする。

6. 監事候補者選挙開票についても各支部選挙管理委員会は、開票終了後速やかに中央選挙管理委員会に、Eメール又はFaxで通知するものとする。

7. 会長・副会長の選任

会長・副会長は理事の互選によって選任するものとし、選任の管理は中央選挙管理委員会が所管する。

8. 会員の所属支部の決定

会員の所属支部は、会員が所属する機関の所在地又は会員の現住所によるものとし、機関所在地と現住所とで所属する支部が異なる場合は、会員の選択によって決定する。

9. 理事が所属支部を変更した場合の措置

理事あるいは理事候補者がその所属する支部を変更した場合、その理事は退任、また理事候補者の当選は無効とするものとし、該当支部の理事候補者選挙において次点であった者を繰上げ当選とする。ただし、この規程は会長、副会長の職にあるものには適用しないものとする。

10. 監事が所属選挙区を変更した場合の措置

監事あるいは監事候補者がその所属する選挙区を変更した場合、その監事は退任、また監事候補者の当選は無効とするものとし、該当選挙区の監事候補者選挙において次点であった者を繰上げ当選とする。

11. 同姓同名者の区別

同一支部の同姓同名の正会員がいる場合は、本人の了解を得て名簿の氏名の次に番号をつけて区別する。

12. 判別のつかない票の措置

(1) 姓しか記載していない投票で同姓者が複数いる場合は等配分するものとする。

(2) 同姓同名者への投票で番号をつけなかった場合は等配分するものとする。

13. 選挙結果の報告

中央選挙管理委員会委員長は理事候補者及び監事候補者の選挙結果について、次点者並びに次々点者を含めて、理事会に報告するものとする。